

令和8年第1回  
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

令和8年7月9日

西多摩衛生組合議会



令和 8 年第 1 回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 令和8年7月9日（木）午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 出席議員

|      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 香取 幸子 | 2 番  | 井上 一也 | 3 番  | 浜崎 崇  |
| 4 番  | 湖城 宣子 | 5 番  | 阿部 悦博 | 6 番  | 片谷 洋夫 |
| 7 番  | 濱中 俊男 | 8 番  | 菅 勇真  | 9 番  | 秋山 義徳 |
| 10 番 | 伊藤 広美 | 11 番 | 清水 義朋 | 12 番 | 青木 健  |

正副管理者

|       |       |      |        |
|-------|-------|------|--------|
| 管 理 者 | 橋本 弘山 | 副管理者 | 大勢待 利明 |
| 副管理者  | 加藤 育男 | 副管理者 | 山崎 栄   |

西多摩衛生組合

|             |       |                 |       |
|-------------|-------|-----------------|-------|
| 事 務 局 長     | 田中 智文 | 会 計 管 理 者       | 早野 正博 |
| 総 務 課 長     | 石野 拓司 | 財務課長（兼）会計課長     | 宮田 浩徳 |
| 計 画 管 理 課 長 | 石川 雄一 | 施 設 課 長         | 太田 道雄 |
| 施設課設備管理担当主幹 | 穴澤 和俊 | フレッシュランド西多摩管理課長 | 伊藤 義孝 |

構成市町職員

|                 |       |           |      |
|-----------------|-------|-----------|------|
| 青梅市環境部清掃リサイクル課長 | 並木 徹二 | 福生市生活環境部長 | 鈴木 彰 |
| 羽村市産業環境部長       | 池田 明生 | 瑞穂町住民部長   | 吉野 久 |



# 令和8年第1回西多摩衛生組合議会 臨時会議事日程

令和8年7月9日（木）  
午後1時30分 開会  
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第4 承認第2号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第5 承認第3号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第6 承認第4号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第7 議案第5号  
第二期基幹的設備改良工事請負契約について



午後1時30分 開会

○議長（清水義朋） 皆さん、こんにちは。本日は、令和8年第1回西多摩衛生組合議会臨時会の通知を申しあげましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員定数12名、出席議員12名、欠席なし、よって定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより令和8年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

管理者を仰せつかっております羽村市長の橋本でございます。本日は、令和8年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また、日頃より当組合の運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、令和7年度の構成市町ごみ搬入実績は約5万5,900トンで、令和6年度と比較いたしますと、2.0%、約1,100トンの減少となっております。

環境センターでのごみ焼却処理に当たりましては、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準並びに地域住民の皆様との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

次に、フレッシュランド西多摩よつ葉の湯の状況であります。2月1日のリニューアルオープン以来、おかげをもちまして、地域住民の皆様をはじめ多くの方々にご利用いただき、大変ご好評をいただいております。また、4月からは、施設の魅力をより一層感じていただけるよう、指定管理者による様々な自主事業が実施されております。

今後も指定管理者と連携しながら、地域の皆様に親しまれ、健康づくりや憩いの場として愛される施設となるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

なお、事務事業の状況等の詳細につきましては、後ほどの議員全員協議会の中で、改めてご報告をさせていただきます。

今次臨時会には、専決処分の承認案件4件、契約案件1件、合わせて5件の議案をご提案申し上げます。いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、承認、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（清水義朋） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

7番、濱中俊男議員、8番、菅勇真議員、以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長から報告いたします。

田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本臨時会の招集通知につきましては、令和8年7月2日付、西衛発第162号で、令和8年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨、管理者より議長宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、本臨時会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元に配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本臨時会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長、以下、事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

○議長（清水義朋） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。今次臨時会の会期につきましては、7月9日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書の規定により、1発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明いたします。

本案は、東京都人事委員会勧告を勘案し、職員の給与を改定するため西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容は、東京都人事委員会勧告に基づく給与水準の公民格差解消のため、初任層に重点を置いて給料表を改定するとともに、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げようとするものであります。この条例は、公布の日である令和8年3月9日から施行し、初任給及び給料表の改定は令和7年4月1日から、期末・勤勉手当に係る改定は令和7年12月1日から適用したものであります。

細部につきましては、事務局からご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、承認第1号の細部についてご説明いたします。承認第1号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、新旧対照表1ページ目、第20条は期末手当の改正です。

第2項において、現行の職員の期末手当の支給月数は、6月、12月とも100分の125、1.25月となっておりますが、100分の126.25、1.2625月とするものであります。

第4項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数を規定しておりまして、現行の100分の70としている支給月数を100分の71.25とするものであります。

次に、第21条は勤勉手当の改正です。1ページ下段から2ページ目をご覧ください。

第2項において、現行の職員の勤勉手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の117.5となっておりますが、100分の118.75とするものであります。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数を規定しておりまして、現行の100分の57.5としている支給月数を100分の58.75とするものであります。

次に、別表第1、一般職給料表（1）の改定につきましては、人材確保の観点から初任給を引き上げるなど、若年層に重点を置き、全級全号俸について改定するものであります。

10ページ下段から11ページ目をご覧ください。

備考欄におきまして、短大卒の初任給を規定しております。現行の19万9,700円から21万3,800円に、1万4,100円引き上げるものであります。なお、大卒の初任給につきましては、1級29号俸としておりまして、現行の22万5,500円から24万2,000円に、1万6,500円引き上げることとしております。

続きまして、11ページ、別表第2、一般職給料表（2）につきましては、技能労務職の職員に適用するものであります。全級全号俸について、一般職給料表（1）と同様に改定するものであります。

少し飛びまして、26ページをご覧ください。

付則の第1項及び第2項は、施行期日等に関する規定です。この条例は公布の日から施行したのですが、付則第2項第1号に規定しております別表第1、一般職給料表（1）及び別表第2、一般職給料表（2）の改正規定につきましては、令和7年4月1日に遡って適用したものであります。

第2号につきましては、条例第20条の期末手当及び第21条の勤勉手当の改正規定、また付則第4項及び第5項の特例措置につきましては、令和7年12月1日に遡って適用したものであります。

27ページの付則第4項は、令和7年12月に支給する期末手当の特例措置となります。

既に令和7年6月の期末手当において、1.25月分の支給を行っておりますので、改正後の年間支給月数が2.525月となりますように特例措置として一般職員につきましては100分の127.5とするものであり、定年前再任用短時間勤務職員につきましても同様に、100分の72.5とするものであります。

付則第5項は、令和7年12月に支給する勤勉手当の特例措置です。

付則第4項の期末手当の特例措置と同様に、改正後の年間支給月数が2.375月となりますように、一般職員につきましては100分の120とするものであり、定年前再任用短時間勤務職員についても同様に、100分の60とするものであります。

以上で、承認第1号の細部説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第2号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明いたします。

本案は、職員の休暇制度の利便性の向上を図るため、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の休暇制度につきましては、従前より、羽村市の休暇制度に準じて定めていることから、本案につきましても同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容は、特別休暇のうち、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるものであります。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第3号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明いたします。

本案は、人事院及び東京都人事委員会勧告を勘案し、職員の給料表、地域手当、住居手当の改定並びに勤勉手当の算定方法を変更するため、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容は、まず、職員の給料表について、管理職の職務の困難度、職責の高まりに対応し、昇任時の給与上昇を確保するため、一般職給料表（1）を改定するものであります。地域手当については、条例本則で規定している支給割合を令和8年度に限り100分の14とするものであります。住居手当については、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員の支給額を、現行の月額1万5,000円から月額3万円に改定するものであります。勤勉手当については、その額を算定する際に、支給基礎額から扶養手当の額を除外するよう改めるものであります。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行したものであります。

細部につきましては、事務局からご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、承認第3号の細部についてご説明いたします。承認第3号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、新旧対照表の1ページ目、第10条の3は、住居手当に関する改正となります。

第2項において、住居手当の月額を1万5,000円と定めておりますが、27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、月額3万円以上の家賃を払っている者については、住居手当を月額3万円とするものであります。

第21条第2項は、勤勉手当に関する改正です。

勤勉手当は職員の業務成績や成果に対する手当である性格を踏まえ、勤勉手当の支給基礎額から扶養手当を除外するものであります。

次に、2ページをご覧ください。

付則第5項は、地域手当に関する暫定措置の改正です。

地域手当の支給割合については、本則の第10条の2第2項で100分の16としております。これを令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、100分の10としておりますが、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間について、100分の14とするものであります。

次に、別表第1、一般職給料表（1）の改定については、職務の級が4級の課長職の号俸について、これまで1号俸から36号俸として規定していたものを削除し、37号俸以降を繰り上げ、新たに1号俸が

ら規定するものとなります。

以上で、承認第3号の細部説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明いたします。

本案は、一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、準用している規定を改める必要があるため、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容は、勤勉手当について、その額を算定する際に支給基礎額から扶養手当の額を除外するよう改めるものであります。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第7、議案第5号第二期基幹的設備改良工事請負契約についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました議案第5号第二期基幹的設備改良工事請負契約について、ご説明いたします。

当組合では、構成市町から排出される可燃ごみを将来にわたって安全かつ安定的に処理するため、ごみ処理施設の経年劣化への対応を目的として、平成24年度に環境センター長寿命化計画を策定しております。

この計画の概要でございますが、既存施設を長期間にわたり有効活用することを目的としており、施設の稼働期間を当初予定していた30年間から40年間へ延命するため、2回の基幹的設備改良工事を実施する計画としております。

これまでに第一期工事を実施し、施設機能の維持を図ってまいりましたが、このたび第二期工事を実施する時期を迎えたことから、引き続き安定的な施設運営を確保するため、第二期基幹的設備改良工事を実施するものであります。

本案は、当該工事について、令和8年度から10年度までを工期として、請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は第二期基幹的設備改良工事、契約の方法は随意契約、契約金額は33億1,100万円、契約の相手方は、東京都品川区西品川一丁目1番1号、株式会社神鋼環境ソリューション東京支店、東京支社長、佐藤義一。契約の期間は、契約確定日の翌日から令和11年3月31日までとしております。

細部につきましては、事務局からご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、議案第5号の細部につきましてご説明いたします。

議案第5号附属資料の1ページをご覧ください。

本件につきましては、契約方法を随意契約として手続を進めてまいりました。しかしながら、随意契約は地方公共団体において原則とされる競争入札によらず、例外的に認められる契約手法であります。このため、本件において随意契約を採用するに至った経緯とその理由につきまして、ご説明いたします。

項目1の総括ですが、本工事の契約方法の選定経過及びその結果について記載したものであります。具体的には、契約方法の選定については、さきに実施した第一期基幹的設備改良工事の契約方式を踏まえ、契約事務協議会において慎重に協議を行ったところでございます。

その結果、本工事については、当該設備のプラントメーカーである株式会社神鋼環境ソリューションを契約の相手方として特定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に基づく随意契約により契約を締結することが妥当かつ必要不可欠であるとの結論に至ったものであります。

次に、項目2、随意契約とする理由ですが、主な理由として3点ございます。

1点目は、性能保証の確保であります。

環境センターは、ごみ処理施設建設時の工事発注仕様書に基づき、プラント全体の性能保証及び機能

保証を有しており、これらを継続的に維持していくことが必要不可欠な要件となっております。

本工事は、ごみ焼却プラントの基幹設備に係る改良工事であり、施設全体の性能及び機能の保証と密接に関連しております。したがって、当該工事を他のメーカーに施工させた場合、付随する全ての設備が性能保証の対象外となるおそれがあり、工事施工後の施設稼働に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、本工事には、プラントメーカーの独自の設計思想、制御技術及び知的財産権を含む高度な技術的要素が含まれていることから、他のメーカーによる施工では既存設備との整合性の確保や性能保証の維持が困難となります。このため、競争入札による施工は不可能または著しく困難であると判断するものであります。

2点目は、事業継続性の確保であります。

本施設は、構成市町的生活を支える重要なインフラであり、安全かつ安定的なごみ処理を継続する必要があります。そのため、本工事に伴う全炉停止期間を可能な限り短縮し、限られた工期内で確実にかつ効率的に施工することが求められます。

プラント設備は、メーカー独自の技術に基づき設計されており、運転方法や制御方式もそれぞれ異なっております。このため、既存設備を熟知していない他のメーカーが施工した場合、指定工期内の施工は不可能であると判断するものであります。

また、工期遅延等により施設の稼働に支障が生じた場合には、他の地方公共団体への広域支援要請に伴う多額の委託経費が発生するおそれがあります。

3点目は、循環型社会形成推進交付金の活用であります。

本工事では、財政負担の軽減を図るため、循環型社会形成推進交付金の活用を予定しております。当該交付金の活用にあたっては、二酸化炭素排出量削減効果を継続的に測定し、一元的に管理する必要がありますが、本工事による削減効果は既設設備と密接不可分の関係にあります。

そのため、既存施設の複合的な設備構造を十分に把握していない他のメーカーが施工した場合、交付要件である二酸化炭素排出量削減率の達成が困難であると判断するものであります。

以上、3点が随意契約とした理由でございます。

続きまして、工事概要の説明をいたします。附属資料の2ページ、A3の資料をご覧ください。

本工事は、令和8年度から令和10年度の3か年、7項目を計画しており、工事は長寿命化計画に基づき自動燃焼制御装置DCSの更新を主軸とし、老朽化が進んでいる基幹部を中心に実施するものです。

近年、物価及び労務費の上昇が続き、厳しい財政状況が続く中、安定した可燃ごみ処理を継続するため、循環型社会形成推進交付金の対象条件に合致させ、財政負担をできるだけ軽減するよう項目の精査を行いました。

その結果、CO<sub>2</sub>予測削減率は合計で4.32%となり、交付金条件である3%を超え、交付金対象工事金額29億5,471万円の3分の1である約9億8,500万円が交付される見込みとなっております。

下段の表をご覧ください。

こちらは、工事7項目の内容一覧表となっております。まず、青色の部分は令和8年度の工事で、工場棟炉室照明改良工事1件を実施いたします。

次に、緑色の部分は令和9年度実施予定の工事で、誘引通風機改良工事、変圧器改良工事、ごみ供給機改良工事の3工事を行うものです。

最後に、オレンジ色の部分は令和10年度実施予定の工事で、自動燃焼制御装置DCS改良工事、空気

圧縮機改良工事、非常用発電装置、ガスタービン整備工事の3工事を行うものです。

以上、3か年、7工事を実施いたしますが、いずれの工事におきましても既存の設備、機器が製造中止となっていることや運転開始以来更新されていない機器の老朽化が進んでいることから、適切な改良、更新を行うものです。

また、各年度の工事におきましては、焼却炉の稼働及びごみ搬入に支障を来することがないように、万全を期して行ってまいります。

以上で、議案第5号の細部とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

菅議員。

○8番（菅 勇真） すみません、ちょっとよく分かってないのでお伺いさせていただきます。

本来であれば、30億を超えているので、競争入札かなと思っていますけど、今いろんな具体的な説明をしていただきまして、これ、他の事業所が請け負った場合、契約して、例えばやるとなった場合、この33億でどれぐらい金額がかさむと想定されるのか。

また、これ工期遅延等によって施設の稼働に支障が生じた場合には、多額の委託経費が発生すると書かれていますけれども、これ、大体どれぐらいまでの遅延を考えて、算定される額というのはどれぐらいになるのかというのを教えてほしいと思います。

また、他の事業者では、3%のCO<sub>2</sub>削減ができないのか、要するに交付金がもらえる状況ではないのかということもお伺いしたいと思います。

○議長（清水義朋） 太田施設課長。

○施設課長（太田道雄） まず、私からは1点目のご質問に回答させていただきます。他の事業者が請け負った場合、どの程度の金額になるのかということについてですが、先ほど事務局長から説明させていただいたとおり、当改良工事につきましては、プラントメーカー独自の技術的な部分や性能保証等がありまして、他の事業者では、この改良工事の施工は難しいという状況です。

もし他の事業者が施工するのであれば、新たな清掃場を建てるというような形の計画になってくると思います。

○議長（清水義朋） 宮田財務課長。

○財務課長（宮田浩徳） ただいま何点かご質問いただいた中で、他の団体や他の業者が施工可能であるかというようなご質問があったと思いますが、こちらについては、ごみ処理プラントの基幹的設備に係る改良工事でございますから、プラント全体の性能保証と一体不可分の関係でございます。

そのため、メーカー固有の設計思想、整備技術及び知的財産に基づく工事であることから、他の事業者による施工は技術的に困難であることが判明してございます。

それで、こちらについて、他の基幹的設備改良工事を行っている団体を調査したところ、東京都内においては6団体ございました。そちらにつきましては、全て施工メーカーとの随意契約ということを確認してございます。

また、それ以外、全国で令和元年度以降に基幹的設備改良工事を行っている団体、21団体を確認しているところではございますが、こちらについても、全ての団体が施工メーカーでの契約ということで実施しているというような実情でございます。

以上でございます。

○議長（清水義朋） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） ご質問にありました他団体にごみ処理を広域支援に出した場合にどのぐらいの費用が必要かというご質問ですけれども、多摩地域の広域支援は、当組合でも、おとし、小平・村山・大和衛生組合から請け負っております。

その際の金額が、ごみのトン当たり 3 万 8,000 円となっております、万が一当組合からごみが出た場合、そのトン当たり 3 万 8,000 円をごみに掛けていただくと数字が出てくるのかなと考えています。

以上です。

○議長（清水義朋） CO<sub>2</sub>の3%。

太田施設課長。

○施設課長（太田道雄） 他の事業者では3%削減ができないのかとのご質問についてですが、改良工事自体が他の事業者では施行が難しいのでCO<sub>2</sub>を算定することも難しい状況でございます。

以上です。

○議長（清水義朋） ほかに質疑はありませんか。

井上議員。

○2 番（井上一也） 2 番、井上でございます。3 点質問をお願いいたします。

まず1 点目でございます。このナンバー 1 の工場棟の照明の関係でございます。

先ほどの、これ全体は随契になっているということで、これは仕方がないことなのかなということでは思っています。施設全体としても 33 億、高いですが、これは、ほかのところを見ても適切な金額ではないかなということで個人的には考えています。

ただ一つ、この 1 番目なのですが、LED 化し更新するとあります。これですと、特にここの業者さんではなくて、ほかの電気屋さん、いわゆる照明を扱っているような業者さんでも可能ではないかということが想定できるのですが、その辺りについて説明を伺えればと思います。

2 点目でございます。このナンバー 2、こちらの誘引通風機改良工事というものがあります。

こちらの改良理由のほうを見ますと、現在まで一度も更新はせずということで、非常に大切に使っていることが分かるのですが、とある、やはり事業所さんで、この誘引通風機から火災が起きた、多分これ点検がどうだったのかよく分からないんですけど、どことは言いませんけど。

そのようなことを、交換しなかったけれど、メンテナンスだとかその辺のほうは多分しっかりやっているといるのですが、その辺りの状況についてお伺いできればと思います。工事をやるために火災が起こってしまったらそれこそ大変なことになります。止まってしまうことになりますので、その点について伺えればと思います。

あと、工事の金額なのですが、基本的には予算のとおりになっているかなと思うのですが、ただ、情勢が今いろいろと変わっていて、何か物価の高騰だとかがあります。この辺り、いろいろ交渉や何か、金額の交渉で苦労したとかその辺りのことがなかったのでしょうか。お伺いできればと思います。

以上、3 点お願いいたします。

○議長（清水義朋） 太田施設課長。

○施設課長（太田道雄） まず、1 点目の工場棟の照明改良工事について、入札などでも可能ではないかというご質問について回答させていただきます。

まず、交付金活用条件では、CO<sub>2</sub>、3%以上削減するということが条件になっておりますが、当組合では、長寿命化計画の中で、予測削減率は 4.32%というような形で提出させていただいております。

こちらの 4.32%の削減率の計算方法としては、環境省の基幹改良マニュアルにおいて定められており、16 の要素を基に工事前、工事後、それぞれのCO<sub>2</sub>を算出し、比較して削減率を算出しております。その 16 の主要要素では、焼却炉の運転炉数のほか、1 日当たり全体の焼却量、1 日当たり全体の消費電力量、電力のCO<sub>2</sub>の排出係数などがございます。

このため、改良工事、各項目単体でのCO<sub>2</sub>の削減率を算出することができません。先ほどの附属資料において、項目単体でのCO<sub>2</sub>削減率の記載がされているのは、全体の削減率を各項目の定格電力で案分したものであり、あくまでも削減率の目安を記載させていただいているところでございます。

なお、仮に、この照明工事だけ単独というような形で項目の単体でCO<sub>2</sub>削減率、交付金の申請を複数に分けて工事した場合、CO<sub>2</sub>の削減率が3%に達せず、交付金が受けられない状況となります。

さらに、項目単体で工事を起工した場合には、一括で起工した場合よりも諸経費率が上昇するため、工事設計金額が増額となることから、7 項目 1 工事ということで、今回基幹改良工事として計画しております。

以上でございます。

続きまして、2 点目のご質問、IDF、誘引通風機の日頃の維持管理についてというご質問ございましたが、この誘引通風機については、毎年の定期補修工事の中で点検及び整備を計画的に実施させていただいております。

毎年行う内容といたしましては、各機器、クラッチ、ベアリング等のオイル交換のほか、実際に機器を運転しての振動、騒音測定などを毎年確認しておりまして、健全性を保っているところでございます。

○議長（清水義朋） 宮田財務課長。

○財務課長（宮田浩徳） 3 点目のご質問にお答えいたします。

こちらの契約金額について交渉はあったのかというようなご質問であったと思います。当組合におきましては、特命随契による工事についても全て入札方式で実施しているところでございます。

その理由は、特命随意契約であっても、価格の適正性と手続の透明性について確保するというような目的もやっております。

その結果でございますが、特に入札と同様、3 回の見積りの提出をさせていただいておりましたが、3 回目の見積りの提出においても、当組合が作成しました予定価格に達成することができなかったものですから、見積業者と協議の上、当組合の予定価格と同額の契約金額で仮契約金額とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（清水義朋） 井上議員。

○2 番（井上一也） ありがとうございます。

2 点目につきまして、ちょっともう一回確認というようなことで、問題はないでよろしいですね、ということをお伺いをお願いします。

○議長（清水義朋） 太田施設課長。

○施設課長（太田道雄） 現時点で問題はありません。

○2 番（井上一也） ありがとうございます。

○施設課長（太田道雄） さらに今後改良工事を行って、性能を維持していきたいと思っております。

以上です。

○2 番（井上一也） ありがとうございました。

以上です。

○議 長（清水義朋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ほかになければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号、第二期基幹的設備改良工事請負契約についての件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたします。

これをもちまして、令和8年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

なお、2時25分より、引き続き議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

傍聴者におかれましては、全員協議会傍聴許可後に入室となります。大変恐縮ではございますが、一度議場からご退出くださいますようお願いいたします。

午後2時18分 閉会